

学校法人京都産業大学「サギタリウス基金」2世代・3世代支援奨学金 制度概要

給付・貸与の別	給 付
対 象 者	入学初年度の学部生（当該年度4月1日付編・転入学者含む）
採 用 人 数	該当者すべて
出 願 資 格	以下の（１）・（２）のすべてに該当する者とする。ただし、休学中の出願は不可。休学中で出願できなかった者については、復学後直近の年度での出願を認める。 （１）京都産業大学に在学する学部生で入学初年度の者 （２）祖父母のいずれか又は父母のいずれかが京都産業大学の学部卒業者である者
給 付 額	本奨学金の給付は在学中に１度限りで、以下のとおりとする。 （１）祖父母のいずれか、かつ父母のいずれかが京都産業大学の学部卒業者：200,000 円 （２）父母のいずれかが京都産業大学の学部卒業者：100,000 円 （３）祖父母のいずれかが京都産業大学の学部卒業者：50,000 円
出 願 手 続	奨学金を希望する者は、「2 世代・3 世代支援奨学金 奨学生願書」及び公的証明書類を所定の期日までに学生支援センター（10 号館 1 階）へ提出すること。なお、出願期限を過ぎた場合の受付は一切行わないものとする。
選 考 ・ 決 定	奨学生の選考は、書類審査のうえ、奨学生選考委員会の審議を経て、学長が決定する。
給付時期・方法	出願書類の提出を以て、当該年度 9 月下旬頃に支給する。 給付方法は出願者の本人名義の金融機関口座に振り込む。
失 格	奨学生が、奨学金の給付を受けた年度内に、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を失うものとする。 （１）除籍又は退学により、学籍を失ったとき。 （２）出願書類に虚偽の記載があったと判明したとき。 （３）懲戒処分を受けたとき。 （４）その他本学学生としてふさわしくない行為を行ったとき。 奨学生の資格を失った者には、奨学金の全額を返還させることができる。